○内閣府令第十三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成三十一年三月二十九日

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（上席企業結合調査官） **第四条**　企業結合課に、上席企業結合調査官二人を置く。 2　［略］ **附　則** ［条を削る。］	（上席企業結合調査官） **第四条**　企業結合課に、上席企業結合調査官一人を置く。 2　［同上］ **附　則** （官房総務課審決訟務室） **第二条**　官房総務課に、当分の間、審決訟務室を置く。 2　審決訟務室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る審判の事務（公正取引委員会が審判官をして行わせることとした事務を除く。）に関すること及び審決に関すること並びに当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続に係る事務に関すること。 二　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る審判の事務（これらの規定によりなお従前の例によることとされる審判官の指定の手続により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。）に関すること及び審決に関すること並びに当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続に係る事務に関すること。 3　審決訟務室に、室長を置く。 **第三条**　［同上］
第二条　［略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○内閣府令第十四号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章の規定及び個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）を実施するため、個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成三十一年三月二十九日

個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

個人情報保護委員会事務局組織規則（平成二十七年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画官及び調査官） **第一条**　個人情報保護委員会の事務局総務課に、企画官一人及び調査官一人を置く。 ［2・3　略］ （企画官） **第二条**　個人情報保護委員会の事務局に、企画官八人を置く。 ［2　略］	（企画官及び調査官） **第一条**　個人情報保護委員会の事務局総務課に、企画官三人及び調査官一人を置く。 ［2・3　略］ （企画官） **第二条**　個人情報保護委員会の事務局に、企画官七人を置く。 ［2　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○内閣府令第十五号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成三十一年三月二十九日

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。